

## 議案第 85 号

### 狭山市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

狭山市工場立地法地域準則条例（平成 25 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

第 3 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改め、同条の表区域の項中「緑地の面積の敷地面積に対する割合」の次に「（以下「緑地面積率」という。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による工場立地法の改正に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。